

千代田区立内幸町ホール条例

平成10年12月 8 日条例第47号

改正

平成14年 3 月20日条例第 9 号

平成16年12月 6 日条例第24号

平成18年 3 月 9 日条例第 5 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、千代田区立内幸町ホール（以下「ホール」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 区の文化芸術の振興を図り、区民（区に住み、働き、学び、集うすべての人々をいう。以下同じ。）が演劇・音楽等の文化芸術活動を実践することができる場の提供、文化芸術活動を行う団体等の育成及び区民が文化芸術を享受することができる機会の提供を図ること、その他区民の利用に供することを目的として、ホールを次のとおり設置する。

名称	位置
千代田区立内幸町ホール	東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 1 号

(事業)

**第 3 条** ホールは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 演劇、音楽等の公演その他の催し物に関すること。
- (2) 区民の自主的な文化芸術活動意識の醸成に関すること。
- (3) 文化芸術活動を行う区内の団体等の支援及び育成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ホールの目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

**第 3 条の 2** ホールの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定の手続については、千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年千代田区条例第23号）の定めるところによる。

(管理業務)

**第 3 条の 3** 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) ホールの施設及び付帯設備（以下「ホール等」という。）の利用承認等に関すること。
- (2) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) ホール等の保守及び維持管理に関すること。
- (4) 官公署、町会、新幸橋ビル及び内幸町平和ビルとの交渉及び事務処理に関すること。

（利用時間）

**第3条の4** ホール等を利用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて同項に規定する利用時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、千代田区規則（以下「規則」という。）で定める特別の理由がある場合には、指定管理者は同項の利用時間外においても、規則で定める範囲内で利用を認めることができる。

（休館日）

**第3条の5** ホールの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

- 2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて臨時に休館日を定めることができる。

（利用の承認）

**第4条** ホール等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認（以下「利用承認」という。）を行う場合において、ホール等の管理上必要があると認めるときは、その利用承認に条件を付することができる。
- 3 ホール等は、同一人が引き続き7日を超えて利用することができない。ただし、区長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

（優先利用）

**第5条** 指定管理者は、文化芸術活動を推進する事業で区が主催し、又は共催するものについて、区長が特別に認めるときは、ホール等を優先して利用させることができる。

（利用の不承認）

**第6条** 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) ホール等に損害を与えるおそれがあると認められるとき。

(3) ホール等の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

**第7条** ホール等の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、前項の利用料金を定め、又は改定しようとするときは、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の納入等)

**第7条の2** 第4条第1項の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金を利用承認の際に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があり、かつ、納入が確実であると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとする。

3 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

**第8条** 利用者がホール等を利用しなくなり、又は利用できなくなったときは、既納の利用料金は、還付する。ただし、指定管理者は、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付しないことができる。

(利用権の譲渡禁止)

**第9条** 利用者は、ホール等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設設備の変更禁止)

**第10条** 利用者は、ホール等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

**第11条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 利用者が承認された利用の取消しを申し出たとき。

(2) 利用者が承認された内容の変更を申し出たとき。

(3) 利用者の利用が第6条第1号又は第2号の規定に該当するとき。

(4) 利用者が承認された内容と異なる利用を行い、又は利用承認時に付された条件（本条の規

定により利用承認時に付された条件が変更された場合にあっては、当該変更後の条件)を遵守しなかったとき。

(5) 利用者の利用がこの条例若しくは規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。

(6) 利用者が偽りの内容により申請を行う等不正な手段により利用承認を受けたとき。

(7) 災害その他の事故により、ホール等の利用ができなくなったとき。

(8) 公益上必要があると認められるとき。

(9) その他指定管理者がホール等の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により、その利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は利用を中止させ、停止させ、若しくは制限した場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償責任を負わないものとする。ただし、同項第9号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

**第12条** 利用者は、その利用が終了したときは、ホール等を原状に回復しなければならない。前条の規定によりホール等の利用承認を取り消され、又は利用を中止され、停止され、若しくは制限されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

**第13条** 利用者は、利用に際しホール等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第14条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日以後のホールの利用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

2 この条例施行の際、現に東京都千代田区公会堂条例（昭和41年千代田区条例第34号）により使用の承認を受けている者は、この条例により利用の承認を受けたものとみなす。

附 則（平成14年3月20日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千代田区立内幸町ホール条例第4条の規定により承認されているホールの利用については、この条例による改正後の千代田区立内幸町ホール条例に基づき承認され、利用料金が納付されたものとみなす。ただし、未納の使用料の額については、利用料金としてこれを納付しなければならない。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に区長が行った施行日以後に係る使用料の後納及び減額又は免除の承認は、管理受託者が行った利用料金の後納及び減額又は免除とみなす。

附 則（平成16年12月6日条例第24号）

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の千代田区立内幸町ホール条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の2に規定する指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこれを行うことができる。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千代田区立内幸町ホール条例（以下「改正前の条例」という。）第4条の規定により承認されているホール等の利用については、改正後の条例に基づき承認されたものとみなす。
- 施行日前に改正前の条例の規定に基づきホール等の管理を受託した者が行った施行日以後に係る利用料金の後納及び減額又は免除の承認は、指定管理者が行った利用料金の後納及び減額又は免除の承認とみなす。

附 則（平成18年3月9日条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

種別	利用区分	限度額
ホール	平日	172,000円
	土曜日、日曜日及び休日	208,000円
付帯設備	1件1回	18,000円

備考

- この表において、休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日をいう。

- (2) 第3条の4第3項の規定により時間外に利用した場合の利用料金は、1時間につきホールにあっては16,000円、付帯設備にあっては1件1回につき4,500円を限度とする。この場合において利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。